

コンビニ収納できる税目などを拡大します

4月から、市民の皆さんの利便性向上を図るため、全国のコンビニエンスストア(コンビニ)で納めることのできる税目などを拡大します。

納期限が過ぎていなければ、休日や夜間でも納付でき、手数料は掛かりません。

■コンビニで納付できる市税など

- ▷固定資産税・都市計画税、国民健康保険料、軽自動車税、市・県民税〈普通徴収分〉… A
- ▷水道料金・下水道使用料(5月発送分から)… B

■使用できる納付書

- ▷バーコードが印字されたもの
- ▷納付書1枚当たり30万円以下のもの
- ▷納期限が過ぎていないもの
- ▷金額訂正していないもの
- ▷汚損や破損でバーコードが読み取り不能でないもの

■利用方法

バーコードが付いている納付書をコンビニのレジに持参し、現金で納めてください。納付後に受け取った領収証書とレシートは大切に保管してください。

■利用できるコンビニ(市内主要コンビニのみ掲載)

セブン-イレブン/ローソン/ファミリーマート/サークルK/ミニストップ/コミュニティ・ストアなど
※詳しくは、納付書をご覧ください。

■新しい納付書の様式

- A) 納付などをお知らせする「通知書」と1枚ごとに分かれた「納付書」をお送りします。
- B) 4月分(5月発送分)から、両面開きのはがきでお送りします。はがきを3枚に開いて使用してください。

■ご注意ください

納付の際は、納付書に記載されている期別(月分)と納入期限をよく確認して、納める分の納付書だけを窓口やレジに提示してください。

(例)「1期分」を納付するつもりが誤って「2期分」を納めてしまった場合、1期分が未納となるため、督促状が発送されたり、延滞金が発生したりすることがあります。

※納付は、これまで通り市指定金融機関などでもできます。

- 問 ▷市税…税務課納税係(内線180・181) ▷国民健康保険料…市民課保険年金係(内線132・133)
▷水道料金・下水道使用料…水道課庶務係(内線122・123)

固定資産税の納税通知書の発送／縦覧帳簿の縦覧／課税台帳の閲覧

■課税明細書および納税通知書

4月10日(水)発送予定です。課税明細書は、納税者の皆さんに固定資産税・都市計画税の課税内容を正しく把握していただくため、納税通知書の末尾に記載しています。※所有者別資産の課税標準額が法定免税点(土地…30万円、家屋…20万円)以上の場合のみ。所有している資産が多い方の明細書は、納税通知書と別つづりでお送りします。課税明細書は再発行できませんので、大切に保管してください。

■固定資産縦覧帳簿の縦覧

固定資産税を納めている方は、自己の土地や家屋の価格を、ほかの土地や家屋の価格と比較することができます。

期 間 4月1日(月)～30日(火)の平日午前8時30分～午後5時15分

場 所 税務課資産税係

縦覧帳簿の記載内容 ▷土地の所在、地番、地目、地積、価格

▷家屋の所在、地番、家屋番号、構造、種類、床面積、価格、建築年

※土地(家屋)のみ納税している方は、家屋(土地)の縦覧はできません。

■固定資産課税台帳の閲覧

課税台帳には固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる価格などが登録されており、納税者および借地・借家人などは、年間を通して固定資産課税台帳を閲覧することができます。

場 所 税務課資産税係

手数料 1件当たり300円(上記縦覧期間中は無料)

※借地・借家人などの方が閲覧する場合は、それを確認できる書類の提示が必要です。

- 問 税務課資産税係(内線176・177)